

春日部市告示第560号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成29年12月13日

春日部市長 石川 良三

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（春日部市中央7丁目2番1の一部及び2番2の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

別図

起点
 起点は埼玉県春日部市中央七丁目2番1
 の最北端とする

格子の回転角度 22度30分04秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並
 びにこれらと平行に10m間隔で引いた線により
 構成される格子を起点を、支点に右方向に回転
 させた角度を示す。

